

茨城県立土浦第一高等学校附属中学校部活動方針

はじめに

本校では、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年3月 19 日付 29 ス庁第 649 号)及び、「茨城県運動部活動の運営方針」(平成 30 年5月)に則り、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指して「運動部活動の在り方に関する活動方針」を策定しました。

今後、この方針に基づき、持続可能な運動部活動を行ってまいりますので、本校に関係する皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年4月

茨城県立土浦第一高等学校附属中学校長

1 学校教育の一環としての運動部活動

- (1) 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- (2) 運動部活動は、運動部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく必要がある。
- (3) 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき運動部活動の目的や運動部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- (4) 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に運動部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての運動部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

学校は、「運動部活動の在り方に関する活動方針」をホームページに掲載し、さらに活動状況等を適宜掲載するよう努める。

(2) 運動部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、円滑に運動部活動の運営が実施できるよう、運動部活動数の調整を図る。

イ 校長は、各運動部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・助言を行う。

ウ 運動部顧問は、近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 運動部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定する。また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育科担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(3) 運動部顧問は、部活動の運営をマネジメントしていく観点から、運動部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施するなど、より最適な運営を目指した工夫・改善に努める。

(4) 運動部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることに努める。また、日頃の指導においても、運動部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるように努力する。

(5) 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意

し、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討するなど気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。やむを得ない事情により活動する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切に対応する。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 原則として平日は少なくとも1日、土曜・日曜・祝祭日の休日はいずれか1日以上の休養日进行ける。週末に公式大会等で活動した場合には、休養日を次の週の平日に振り替えるものとする。ただし、個人及びチームとしての発達・発展状況を鑑みた場合や大会前等の期間において、保護者の了解の上校長が許可する場合この限りではない。
- (2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の最大活動時間(練習試合日・大会参加日等を除く)は、平日は2時間程度、休業日については3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動が実施可能な時間を設定する。なお、終了時間は、別表1のとおりとする。
- (4) 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間確保や学校生活に支障を来すことがないよう、原則として朝練習は実施しない。
- (5) 定期考査3日前から定期考査最終日前日までを部活動休養日として設定する。

5 文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、上記活動方針に準じた取扱いをすることとする。